

日常生活用具に『非常用電源』を追加しました

令和6年4月から本市では、人工呼吸器を使用している人等が、災害等による停電時にも日常生活を営むことができるよう、『非常用電源』を障害者日常生活用具の品目に追加しました。

購入を希望される方は、下記要件等を確認いただき、障害福祉課日常生活用具担当までご一報ください。

(なお、購入後の申請は対象外となりますのでお気をつけください。)

1. 対象者要件

医療保険における在宅酸素療法を行う人又は人工呼吸器を使用している人のうち、障害者総合支援法で規定する日常生活用具の支給要件に該当する障害者。

2. 基準額・耐用年数

品目	耐用年数	基準額
非常用電源	5年	10万円

※非常用電源は、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)又は DC/AC インバーター(カーインバーター)のいずれかが対象となります。

3. 自己負担額

課税世帯 : 基準額までは、購入金額の1割。

基準額を超える場合は、基準額の1割 + 基準額を超えた金額

非課税世帯: 基準額までは、負担なし。

基準額を超える場合は、基準額を超えた金額

4. 申請を希望する場合

原則、電話にて下記にお問い合わせ願います。

お問い合わせ

船橋市役所障害福祉課 日常生活用具担当

TEL:047-436-2309 FAX:047-433-5566